○財務省令第六十二号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十五条の三及び第五十五条の七並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の五第三項第四号及び第十八条の七第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第一条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十六を次のように改める。

別紙様式第十六

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

対外直接投資に係る証券の取得に関する報告書

財務大臣殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
氏名又は名称及び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
職業又は業種＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 取引の相手方	⑴ 氏名又は名称		
	⑵ 住所又は所在地		
2 投資先の概要	⑴ 名称及び所在地（該当分に○）	イ　上記１に同じ　ロ　その他（具体的に記入すること。）	
	⑵ 資本金（取得後）		
	⑶ 事業内容		
3 取得の時期等	⑴ 取得する証券 取得の対価		
	⑴ 取得する証券 種類（該当分に○）	イ　株式・出資の持分	・設立・増資・発行済
		ロ　社債（普通・転換）	
		ハ　その他（具体的に記入すること。）	
	⑵ 取得年月日		
	⑶ 支払年月日		
4 その他の事項			

（記入要領）
1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　「1　取引の相手方」欄中「⑵　住所又は所在地」欄には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。
4　「2　投資先の概要」欄中「⑴　名称及び所在地」欄の所在地には、所在国名（国に該当しない場合は地域名）のみの記入とすることで差支えない。なお、「⑵　資本金」欄には、原通貨をもって記入し、「⑶　事業内容」欄には、定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
5　「3　取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には実際の取引通貨をもって記入すること。
6　「3　取得の時期等」欄中「⑵　取得年月日」欄は、支払を行った日を提出期限の起算日とする場合は、記入を要しない。
7　「4　その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②所在国又は地域、③出資比率（投資先から再投資先への出資比率が10%以上かどうか。）及び④事業内容を記入すること。
8　一括して報告をする場合は、２通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。
（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第十九中「国又は地域名」を「所在国又は地域名」に、「国籍」を「所在国又は地域」に改める。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第二条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成二十三年財務省令第九十六号）の一部を次のように改める。

別表第一の改正規定中八七八の項国際収支項目の欄中「組合その他の団体に対する出資」の下に「（親子会社等又は関連企業への対外投資及び証券投資（対外投資に係るもの）に該当するもの以外）」を加え、九七七の項国際収支項目の欄中「組合その他の団体に対する出資」の下に「（親子会社等又は関連企業への対内投資及び証券投資（対内投資に係るもの）に該当するもの以外）」を加え、注の一中「掲